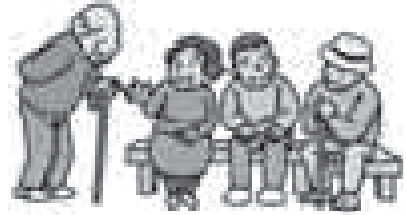


75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。



平成22年度の保険料

■平成22・23年度の保険料率

均等割 【1人当たりの額】 44,192円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (所得-33万円)× 10.28%	=	1年間の 保険料 (100円未満切捨て)
------------------------------------	---	--	---	------------------------------------

平成22年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払い方法を、口座振替に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口へお申し出ください。

【お申し出の際に必要なもの ～ 本人の保険証、預金通帳とお届け印】

■保険料の軽減

◆均等割の軽減(年額)

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減	44,192円	6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) <small>※単身世帯の方は該当しません。</small>	5割軽減	44,192円	22,096円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	44,192円	35,353円

(例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

168万円 (年金収入)	-	120万円 (公的年金等控除額)	-	15万円 [※] (特別控除額)	=	33万円 (軽減判定の所得)	→	8.5割 軽減
-----------------	---	---------------------	---	------------------------------	---	-------------------	---	------------

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定